

改 正 後	現 行
森林整備保全事業標準歩掛の留意事項	森林整備保全事業標準歩掛の留意事項
<p>1～4 （略）</p> <p><u>5 建設機械等の機種選定に当たっては、現場実態に即した機種を選定し、選定した機種の作業量等に応じて積算すること。</u></p> <p>6 （略）</p> <p><u>7 地理的条件により、地元市町村役場（支所等を含む。）から現場までの往復に相当の時間を要する場合は、その時間に対応して歩掛を補正することができる。なお、通勤の起点は、地域の実情に応じて設定することができる。</u></p> <p><u>8 山間部など現場条件によって、労働時間の開始地点となる労働者の集散場所から施工現場（実際に作業を行う場所）まで相当の時間を要することで継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合は、時間的制約状況の程度に対応した補正をすることができる。</u></p> <p><u>9・10</u> （略）</p>	<p>1～4 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>5 （略）</p> <p><u>6 地理的条件により、地元市町村役場（支所等を含む。）から現場までの往復に相当の時間を要する場合は、その時間に対応して歩掛を補正することができる。（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>7・8</u> （略）</p>